



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課） 1
- 救急病院の告示（保健医療政策課） 1
- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課） 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定・2件（水産課） 2

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課） 3
- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課） 5
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 6
- 技能検定の実施（労働政策課） 7
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 8

選挙管理委員会事項

- 沖縄県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定 8

告 示

沖縄県告示第450号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南大東村	平成28年10月3日（月曜日）午後1時から午後4時まで	南大東村役場
北大東村	平成28年10月18日（火曜日）午前10時から午後2時まで	北大東村役場
宜野湾市	平成28年10月26日（水曜日）午前11時から午後3時まで	宜野湾公民館
	平成28年10月27日（木曜日）午前11時から午後3時まで	大山公民館

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第451号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
ハートライフ病院	中城村字伊集208番地	社会医療法人かりゆし会	平成28年 9 月 1 日	平成31年 8 月31日

沖縄県告示第452号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成28年 9 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮城調老	宮古島市城辺字福里	宮古島市城辺字福里西高阿良後709番1ほか4筆
佐久川修	宮古島市城辺字福里	宮古島市城辺字福里西高阿良後709番1ほか4筆
西里明男	宮古島市平良字下里	宮古島市平良字下里上地盛3063番
農業生産法人合同会社保良集落さとうきび生産組合	宮古島市城辺字保良	宮古島市城辺字保良明日川642番3ほか2筆
根間徹夫	宮古島市平良字狩俣	宮古島市平良字狩俣中之原545番ほか2筆
下地貞子	宮古島市伊良部字仲地	宮古島市伊良部字仲地中下地866番12ほか5筆
島尻敏男	宮古島市城辺字長間	宮古島市城辺字長間西方75番1（仮換地）ほか4筆
仲間則人	宮古島市平良字東仲宗根	宮古島市平良字松原マズバリ657番2ほか1筆
前泊芳男	宮古島市伊良部字前里添	宮古島市伊良部字池間添上牧773番1
宮城調老	宮古島市城辺字福里	宮古島市城辺字福里西高阿良後728番ほか3筆
農業生産法人有限会社下地畜産	宮古島市城辺字下里添	宮古島市城辺字長間土川1891番1
中西卓哉	宮古島市平良字下里	宮古島市城辺字長間土川1891番1
農業生産法人合同会社照秀産業	宮古島市平良字東仲宗根	宮古島市城辺字比嘉長畑1387番ほか5筆
宮國由香理	宮古島市城辺字福里	宮古島市城辺字長間越地1952番35ほか3筆
農事組合法人まるごと宮古島	宮古島市平良字西里	宮古島市下地字川満屋敷地74番ほか7筆

2 認可年月日 平成28年 8 月26日

沖縄県告示第453号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
那覇市・久米島宇根加入区	クルマエビ養殖業	那覇市前島2丁目2番7号 沖縄県車海老漁業協同組合 久米島町字宇根402番地 久米島漁業協同組合

沖縄県告示第454号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
南部加入区	クルマエビ養殖業	南城市知念字知名1198番地 有限会社板馬養殖センター 八重瀬町字具志頭1606番地 有限会社白水養殖

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
薬剤師	若干名	薬事衛生、食品生活衛生、環境衛生等の監視指導に関する業務に従事する。	本庁、保健所等

2 受験資格

- (1) 薬剤師を希望する者 昭和56年4月2日以後に生まれた者で、薬剤師免許を有するもの又は平成29年6月末までに当該免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、以下の点に御注意ください。
 - ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
 - イ 就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
------	-------	------	-------	------

第1次試験	平成28年10月16日(日曜日)午前9時から午後3時30分まで	教養試験	公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所(那覇市西3丁目11番1号)
		適性検査	業務に対する適性能力を調べる検査を行います。	
		作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	
第2次試験	平成28年12月上旬に面接試験を実施します。なお、試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。			

※ 教養試験において、一定の基準に達しない場合、作文試験の結果に関わらず不合格となります。

4 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html>)からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディング4階	052-263-3618

5 申込方法

(1) インターネットによる申込み(以下「電子申請」という。)の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成28年度沖縄県職員(薬剤師)の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

備考 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(ア) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(ウ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウに掲げる書類等をエに掲げる申込先に簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 履歴書(自筆(黒色ボールペン使用)で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。)

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

- (3) 受付期間 平成28年9月2日（金曜日）から同月20日（火曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成28年9月2日（金曜日）午前9時から同月20日（火曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成28年9月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

6 第1次試験に持参するもの

- (1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県人事課から送付される受験票を持参してください。）
- (2) 電子申請により申し込んだ者にとっては、履歴書（試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

7 合格発表 第1次試験の合格者は平成28年11月中旬に、第2次試験の合格者は平成28年12月下旬にそれぞれ県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格発表後の取扱い

- (1) 採用される日は、原則として平成29年4月1日以後ですが、場合によっては同日前となることがあります。
- (2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。
- (3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与

- (1) 初任給は、平成28年4月1日現在で、大学卒業後すぐに採用された場合、190,200円で、経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 試験当日は、6（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、可否の別にかかわらず、返却しません。
- (3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。
- (4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。
- (5) 郵送で申し込まれた方で、平成28年10月7日（金曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

11 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成28年11月11日（金曜日）午前10時から午前12時まで
- (2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室

イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室

ウ 石垣市字真栄里438番地1 沖縄県八重山事務所内会議室

2 受験手続 受験願書を平成28年9月29日（木曜日）から同年10月21日（金曜日）までに沖縄県商工労働

部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

- 3 受験願書配付場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地1）
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成28年9月2日から平成29年1月2日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成28年8月5日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリうるま前原店 うるま市字前原徳森原371番地3ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年4月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,355平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 57台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 15台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 6.96立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成28年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 後期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 特級 機械加工、工場板金、機械検査、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造

イ 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

ウ 3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び写真（肖像写真作業）

エ 単一等級 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成28年12月1日（木曜日）から平成29年2月12日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 平成29年1月15日（日曜日）に実施する職種 ロータリー式さく井工事（1級及び2級計画立案等作業試験）、鉄筋施工図作成（1級及び2級製作等作業試験）、コンクリート圧送工事（1級及び2級判断等作業試験並びに1級及び2級計画立案等作業試験）、金属製カーテンウォール工事（1級及び2級計画立案等作業試験）及び金属製バルコニー工事（単一等級計画立案等作業試験） (2) 平成29年1月22日（日曜日）に実施する職種 配電盤・制御盤製図（1級及び2級製作等作業試験）、機械検査（1級及び2級計画立案等作業試験）、シーケンス制御（1級及び2級計画立案等作業試験）、建築配管（1級及び2級計画立案等作業試験）、型枠工事（1級計画立案等作業試験）及びガラス工事（1級計画立案等作業試験） (3) 平成29年1月29日（日曜日）に実施する職種 農業機械整備（1級及び2級計画立案等作業試験）、冷凍空気調和機器施工（1級及び2級計画立案等作業試験）、厨房設備施工（1級計画立案等作業試験）及び特級全職種（特級計画立案等作業試験）	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成29年1月22日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工及びガラス施工 (2) 3級 電気機器組立て及び配管 2 平成29年1月29日（日曜日）に実施する職種	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

	(1) 特級 機械加工、工場板金、機械検査、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造 (2) 1級及び2級 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、さく井、自動販売機調整及びパン製造 (3) 3級 造園、冷凍空気調和機器施工及び家具製作 (4) 単一等級 パルコニー施工 3 平成29年2月5日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 ロープ加工、菓子製造、和裁、建築大工、鉄筋施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及びコンクリート圧送施工 (2) 3級 機械加工、鉄筋施工、機械検査、和裁、建築大工及び写真 (3) 単一等級 樹脂接着剤注入施工	
合格発表	平成29年 3 月10日（金曜日）	

- (3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成28年10月3日（月曜日）から同月14日（金曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。
- 2 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 9 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 日時 平成28年 9 月16日 午後 7 時開始
- 場所 沖縄県総合福祉センター結ホール 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1
- 都市計画の変更の案の概要 那覇広域都市計画区域は今後10年程度人口増加が見込まれており、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、地域の実情に即した都市計画を樹立し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和が図れるよう、区域区分の見直しを行う。
- 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第49号

当委員会は、平成28年6月5日執行の沖縄県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年 9 月 2 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

決 定 書

沖縄県南城市大里字稲嶺2271番地15

異議申出人 新垣 精也

沖縄県沖縄市字古謝88番地1ルナコート406号

異議申出人 石川 吉郎

熊本県阿蘇郡高森町色見111番地1

異議申出人 豊田 義信

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から、平成28年6月21日をもって提起された同年6月5日執行の沖縄県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人らは、本件選挙における当選の効力を無効とする決定を求めて、当委員会に対し、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを異議申出書をもとに要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、バーコード及び選挙集計ソフトを用いて票数を集計している部分があるが、バーコードを経て電子データ化された票数と実際の票数が合致しているか確認をしないまま沖縄県選挙管理委員会が選挙結果を確定、公表していることは、選挙の公正に対する信頼を低下させるのみならず憲法違反である。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出の要件審理において、異議申出書に記載しなければならない「異議申出人の住所」、「異議の申出に係る処分の内容」及び「異議の申出の趣旨及び理由」が一部未記載又は不明瞭な記載となっていること並びに異議申出書への「異議申出人の押印」がないこと等の不適法と認められる点があったことから、申出人らに補正を命じた。

しかしながら、「異議の申出に係る処分の内容」及び「異議の申出の趣旨及び理由」に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づき当委員会が定めた期間内に補正がなされず、どの選挙区におけるどのような処分について、具体的にいかなる理由によりどの候補者の当選の効力を争うものであるのかの記載がないままとなっており、異議の申出の対象の特定がなされないままとなっていることから、本件異議の申出は不適法なものである。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成28年8月22日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--	--